こ保対第1089号

令和５年３月23日

年度限定保育事業実施保育所

運営事業者　各位

横浜市こども青少年局保育対策課担当課長

**年度限定保育事業の新型コロナウイルス感染症にかかる利用料（保育料）の日割り対応の終了について（通知）**

日頃から本市保育・教育行政に御理解・ご協力をいただき、ありがとうございます。令和５年３月20日付こ保認第1062号「新型コロナウイルス感染症にかかる利用料日割り対応の終了について（通知）」でお知らせしておりました「利用料（保育料）の日割り対応」について、年度限定保育事業での取扱いをお知らせします。

1. 対象児童

令和５年４月以降に年度限定保育事業を利用する児童

1. 対象期間

令和５年４月１日以降

* 令和５年３月31日までにお休みした分につきましては、これまで通り利用料（保育料）の日割り対応を行います。新型コロナウイルス感染症にかかる陽性・濃厚接触者・休園等に該当する場合には、第４四半期請求時に併せてご報告ください。
* 令和５年４月１日以降は登園の有無にかかわらず、日曜日・祝日を除いた在籍日数分の利用料（保育料）が発生します。

1. 各施設の皆様に御協力いただきたいこと

・保護者向け案内文等の配付

今回の日割り対応の終了について保護者の皆様にお知らせするため、以下の文書を、令和５年４月１日以降に年度限定保育事業を利用する児童の保護者の皆様に配付してください。

４　送付書類

　　・ 【保護者向け案内文】令和５年４月以降の新型コロナウイルス感染症にかかる利用料（保育料）の日割り対応の終了について

【問合せ先】

こども青少年局保育対策課　木村、渡部、齋藤

電話　045-671-4469